

教育関連 3 法案に反対し、廃案を要求する

昨年 12 月、自民・公明の両党は、国民の多数の声を踏みにじり、憲法と両輪をなす法律である教育基本法の「改正」を強行した。政府はこれを受け、学校教育法、教員免許法・教育公務員特例法、地方教育行政法の、教育関連 3 法「改正」案を提出した。それらは、衆議院では再び与党の暴挙によって強行採決され、参議院で審議されている。

私たちは、先の教育基本法「改正」の目的が、根本において教育の権利の主体を国民から国家へと転換し、教育に国家による統制を持ち込むことにあることを指摘し、これまでの教育基本法こそ生かすべきものとして「改正」に反対を表明してきた。

今国会で審議されている教育関連 3 法「改正」案は、以下に指摘するように、学校の内外で上意下達の体制を強化し、教育の国家統制を進めるためのものである。

学校教育法の「改正」案は、次のような問題を有する。教育目標に「我が国と郷土を愛する」「規範意識」「公共の精神」などの態度を養うことを盛り込み、指導要領に法的な位置づけを与え、徳目教育を強制する。小・中・高校に幼稚園を加え、新たに管理職に副校長・主幹を置き、さらに一般教諭を指導・助言する指導教諭を置くなど、学校全体を上意下達の組織とする。文部科学省の決める基準で学校評価を行い、教育になじまない学校間競争をあおる。

教員免許法および教育公務員特例法の「改正」は次のような問題を有する。10 年間の期限付き免許状制度とし、30 時間の講習を受けなければ失効することとし、免職の圧力のもとで教員を官製講習によって教員を再教育し、萎縮させる。「不適切教員」の烙印で「研修・免職」の道を開く。分限免職処分者の免許取り消しで教育界から排除するなど、「講習」を踏み絵とする。

地方教育行政法「改正」案は、文部科学省に教育委員会への「指示」「是正」の権限を与え、私立学校への教育委員会の関与の道を開くなど、教育全体にわたって文部科学省...教育委員会...学校と一貫した管理統制体制をはかるものである。

私たち日本科学者会議は、全国でシンポジウムや学習会等を開催し、「改正」教育基本法の問題点を明らかにしてきた。その成果をふまえて、本大会の名において憲法と教育の条理に反する教育関連 3 法案の「改正」に反対し、廃案にすることを要求するものである。

2007 年 5 月 27 日

日本科学者会議第 38 回定期大会